

議案第 1 2 1 号

川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例の制定について

川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市乗合自動車乗車料条例等の一部を改正する条例

(川崎市乗合自動車乗車料条例の一部改正)

第 1 条 川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和 2 5 年川崎市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「2 2 0 円」を「2 4 0 円」に、「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改め、同項第 2 号中「1 1 0 円」を「1 2 0 円」に改め、同項第 3 号中「9, 9 0 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に、「2 8, 2 2 0 円」を「3 0, 7 8 0 円」に、「5 3, 4 6 0 円」を「5 8, 3 2 0 円」に、「6, 9 3 0 円」を「7, 5 6 0 円」に、「1 9, 7 5 0 円」を「2 1, 5 5 0 円」に、「3 7, 4 2 0 円」を「4 0, 8 2 0 円」に改める。

第 6 条の 2 中「5 0 0 円」を「5 2 0 円」に改める。

(川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 川崎市乗合自動車乗車料条例の一部を改正する条例（平成 3 1 年川崎市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「当分の間、」を「川崎市乗合自動車乗車料条例第 9 条第 1 項及び第 3 項前段の規定にかかわらず、施行日以後、当分の間、当該回数乗

車券に表示された額と同条例第2条の規定による普通乗車料金又は特殊乗車料金との差額を添えて」に改める。

附則第5項の前の見出し及び同項を削り、附則第6項に見出しとして「（第2条の規定による改正に伴う経過措置）」を付し、同項を附則第5項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に発行された定期乗車券については、その有効期間中に限り、引き続き使用することができる。

参考資料

制 定 要 旨

乗車料金を改定すること等のため、この条例を制定するものである。